

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 7月 29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都目黒区東が丘2-5-21		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 独立行政法人国立病院機構 理事長 楠岡 英雄 電話 03-5721-5050			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	878 台	24 台	0 台	902 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	84 台	0 台	2 台	82 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	28.9	キログラム	27.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン排出抑制法（平成27年4月1日施行）に基づき、当該対象となる機器の定期点検を実施。			
	廃棄時	第一種特定製品を廃棄する際は、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する運用としている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	エアコン使用時には、異音の発生等不具合が生じていないか確認している。万一不具合が生じている機器が見つかった場合は、直ちに使用を止め、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に修理または廃棄処理を依頼するようにしている。			
	廃棄時	前年度は廃棄の実績はなかったが、廃棄する際は充填回収業者から破壊証明書を受領し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたか確認するようにする。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	現段階では導入を検討していない。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。